特集

公益通報者保護法改正で見直す
内部通報制度の運用と実務

①何が変わる？
内部通報制度の最新動向



本稿では、体制整備の実効性向上や通報者保護の強化など、改正のポイントを整理する。ＪＡの内部通報制度の適切な運用に向け、実務上の留意点を押さえておきたい。

行政書士福田法務事務所
代表　**福田 秀喜**



「金融」を専門領域としたリーガルサポートを提供することで、金融機関、金融商品取引業のコンプライアンス経営を支援する。金融機関での実体験に基づき、法務知識の向上の支援などコンプライアンスサポートを専門分野として活動中。農林中金アカデミー研修講師。

２０２６年12月１日、改正公益通報者保護法が施行されました。

今般の改正の背景や、実務に影響がある主な内容、内部通報制度の運用における留意点について、ＪＡの実務を踏まえて解説します。

1　改正の背景

公益通報者保護法は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇を無効とし、また、不利益な取扱いを禁止することにより、公益通報者の保護を図る等の目的で、２００６年に施行されました。

その後、２０２２年６月施行の改正では、新たに事業者の体制整備の義務化や社内の内部通報窓口の業務に従事する従事者（以下、「公益通報対応業務従事者」という）に守秘義務が導入され、公益通報対応業務従事者が守秘義務に違反した場合には刑事罰を課すなど、内部通報制度の実効性の向上を目的とした改正が行われました。

しかしながら、消費者庁の調査・分析結果（注１）によると、内部通報制度の実効性を阻害する要因として、次のような問題が指摘されていました。

・規範意識の鈍麻（独自の規範意識の形成）
・内部通報窓口の問題
・制度に対する認識の欠如
・内部通報を妨げる心理的要因
・内部通報後の不適切な対応

さらに、公益通報者保護制度検討会の報告書（注２）に係る提言を踏まえ、内部通報制度のさらなる実効性の向上を図るべく、２０２６年12月１日から改正公益通報者保護法が施行されました。

（注１）消費者庁「企業不祥事における内部通報制度の実効性に関する調査・分析」（令和６年３月）
（注２）消費者庁「公益通報者保護制度検討会報告書」（令和６年12月27日）

特集

公益通報者保護法改正で見直す
内部通報制度の運用と実務

②組織における内部通報制度の実効性の高め方



内部通報制度は組織を守る重要な仕組み。その認知度や信頼性を高めるには、制度の周知に加え、通報者保護の徹底と適切な調査・是正が欠かせない。改正法を踏まえ、JAに求められる取組みを解説する。

森原憲司法律事務所
弁護士 **森原 憲司**



1992年10月司法試験合格。1995年4月弁護士登録、虎門中央法律事務所入所。アフラック企業内弁護士、日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会委員等を経て2005年10月森原憲司法律事務所開設。企業コンプライアンス、金融法務、内部通報制度などに取り組む。金融機関での講演多数。

1 内部通報制度を知ってもらうことについて

内部通報制度について、消費者庁が意識調査を行っています。2024年2月29日付で「内部通報制度に関する意識調査―就労者1万人アンケート調査の結果―〈全体版〉」（以下、「消費者庁調査結果」という）がリリースされていますが、1万人のうち、内部通報制度について「名前は聞いたことがある」または「知らない」との回答が、6割強もありました。

従業員数300人超の上場企業ですら、5割弱が「名前は聞いたことがある」または「知らない」と回答しています。

また、内部通報制度の受付窓口に至っては、「設置されているか分からない」が約5割でした。

公益通報保護法が施行されて20年以上経過しているのに、これが実態です。大切な発想は、「うちは大丈夫」ではなく、「うちは大丈夫だろうか」です。先の調査結果を踏まえると、「うちの役職員たちは、内部通報制度をきちんと理解していない可能性がある」ということを前提に、PDCAサイクルを回す必要があります。

2 内部通報制度の何を理解してもらう必要があるのか

まず、内部通報制度の意義や組織にとっての内部通報制度の重要性を理解してもらう必要があります。

「公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）の解説：令和8年3月31日一部改正」（以下、「指針解説」という）は、〈労働者等、役員、退職者並びに

解説 農業分野の法人版第三者継承ガイドラインの概要とポイント



農業経営者の高齢化や後継者不足が進むなか、親族以外へ経営を引き継ぐ「第三者継承」が注目されている。農林水産省は2026年5月にガイドラインを公表し、継承の進め方や留意点を示した。本稿では、策定の背景や概要、継承のメリットや成立条件を整理するとともに、ＪＡに期待される役割を解説する。



株式会社事業性評価研究所 代表取締役社長
田井 政晴
兵庫県出身。機械設備・棚卸資産等の評価を基盤に、事業再生支援、M&A、農業法人の企業価値評価に従事。農林水産分野の事業性評価と第三者継承に取り組み、本ガイドラインの有識者検討委員を務めた。米国鑑定士協会上級資産評価士。

① 第三者継承が求められる背景

農業経営者の高齢化と後継者不足が深刻化するなか、収益力や競争力のある優良な経営であっても、後継者難から廃業を余儀なくされるケースがみられます。これにより失われるのは、農地や施設・設備といった有形資産だけにとどまりません。長年にわたり培ってきた雇用、高度な栽培・飼養技術、取引先や販路、地域社会との信頼関係といった貴重な無形資源も、同時に失われる危機にあります。

こうした背景から、２０２６年5月に農林水産省が公表した「農業分野の 法人版 第三者継承ガイドライン」では、それらの経営資源を第三者へと円滑に引き継ぐための手順や確認事項が体系化されています。同ガイドラインは、主として、親族や従業員以外の第三者が経営する農業法人、あるいは他産業の法人への株式譲渡による継承を想定しています。「誰に事業を託し、どのように営農を継続・発展させていくか」を早期から見据えた取組みが求められています。

② 継承の進め方と農業特有の確認事項

第三者継承の流れは、**図表1**の8段階で捉えられます。最終段階のＰＭＩ（Post Merger Integration：継承後の統合・経営改善）は、事業・組織・経営管理を統合して定着を目指す取組みです。各段階の確認結果に応じて、前の工程に戻りながら進めます。

出し手は、希望価格に加え、雇用、営農方針、引退時期、引継ぎへの関与を整理します。受け手は、取得目的と運営体制を明確にし、修繕費・運転資金や人材を確保します。両

特別企画

2026年 重要判例解説ダイジェスト

2026年も、金融界に大きな影響を及ぼす判例が数多く出されました。12月号では、特別企画として、重要判例をダイジェストで紹介いたします。本誌や判例誌に掲載されたもののうち、ＪＡの業務に深く関わる10の判例解説を、１年間のおさらいとしてご活用ください。



北川 恵子
弁護士
（河野・川村・曽我法律事務所）

〈掲載項目〉

貯金

1．預金取引に係る適合性原則違反および説明義務違反に基づく損害賠償請求の成否

貸付

2．迂回融資ないし名義貸しによる貸付けの返済義務者と心裡留保

回収

3．生活保護受給中の就労債務者に対する給与差押の全部取消申立の可否

4．再生手続開始後の脱退による出資金返戻請求権との相殺の可否

5．代理人弁護士による受任通知の期限の利益喪失事由該当性

6．請求原因事実を認めたうえでの和解提案の権利承認該当性

相続

7．共同相続された株式の配当金請求権の相続分に応じた分割の可否

その他

8．生命共済事業約款の暴力団排除条項に基づく契約解除の有効性

9．所得税の空き家特例の適用に関する説明・助言指導義務違反に基づく税理士の不法行為責任の成否

10．貸金庫契約者の死亡後の契約代理人による開庫請求の適否



貯金

1 預金取引に係る適合性原則違反および説明義務違反に基づく損害賠償請求の成否

（さいたま地川越支判令和7・1・20金融・商事判例1723号40頁。本誌67巻1号53頁参照）

【事案】

①X社とY銀行は、5億円のコーラブル預金契約（以下、「本件預金契約」という）を締結した。

②本件預金契約は、原則満期日前に解約できず、解約する場合には違約金を支払う義務を負うというものであった。

③本件預金契約締結の際、Y銀行の担当者Cは、X社の担当者Bに対し、リスク等を説明し、Bは、コーラブル預金確認書にX社の記名印を押捺した。

④本件預金契約におけるX社の預金額は、X社の資産の1割を超えない額であり、また、有価証券等の取引経験も十分有していた。

特別企画

NISA・iDeCoの制度改正を踏まえたJAバンクにおける対応



2026年12月のiDeCo、2027年1月のNISAの制度改正により、資産形成を取り巻く環境が変わります。今回の改正を、利用者のライフステージに応じた資産形成支援や新たな顧客との接点拡大につなげることが重要です。本稿では、今回の改正内容を確認するとともに、JAバンクに求められる対応と活用のポイントを解説します。

農林中央金庫
JAバンクリテール実践部
LPS企画グループ

1 資産形成を取り巻く制度改正

2026年12月にiDeCoの拠出限度額と加入可能年齢が引き上げられ、2027年1月には「こどもNISA」制度が開始されます。

本稿では、制度改正の主な内容と、JAバンクの対応方針について解説します。

2 NISA・iDeCoの制度改正内容

(1) NISA制度

2027年1月から、NISAのつみたて投資枠の口座開設可能年齢が0歳から17歳までに拡大される、いわゆる「こどもNISA」が開始されます。子どもの進学など将来のライフイベントに備え、幼少期から長期的な資産形成を行うための制度です。年間投資枠は60万円、非課税保有限度額は600万円で、JAバンクにおける本制度の対象商品は、現行のNISAつみたて投資枠で取り扱っている商品と同様となります。

こどもNISAは、未成年者本人の名義で口座を開設し、親権者等が運用管理を行います。資金は、原則として、子どもが18歳となるまでは払出しは不可となりますが、子どものための教育資金の用途であることや、子ども本人の同意と必要書類の提出など、一定の要件を満たすことで、12歳以上から引出しが可能となります。また、18歳になると、成人向けNISAへ自動的に移行する仕組みです。

(2) iDeCo制度

2026年12月から、iDeCoの拠出限度額が引き上